

# 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業

## ◎ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

○横浜市内にお住いのひとり親家庭等の方が、離婚や死別、家族の病気などにより**一時的に**家事・育児に困っている時、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、短期間のお手伝いをします。

## ◎対象者

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定める母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦※
- 現在、配偶者と離婚調停中であり、かつ別居をしている母又は父（20歳未満の児童を扶養していること）

※母子家庭の母、父子家庭の父とは

配偶者（内縁関係を含む）が死亡、もしくは離婚等により、配偶者がいない状態となった方がその後も婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をせず、20歳未満の児童を扶養している家庭の母さん又は、お父さんです。

※寡婦とは

かつて、母子家庭であった方で、子が成人していて、現在も配偶者のいない方です

## ◎利用できる事由

- 社会的な事由（疾病、冠婚葬祭、お仕事の都合など）
- 自立に向けた必要な事由（技能習得に向けた通学や、就職活動など）
- 生活環境の大きな変化（ひとり親になって間もないなど）



◎支援内容 支援の種類は、「生活援助」と「子育て支援」です。

支援の種類	子育て支援	生活援助
○支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保育 (授乳、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備など)</li> <li>・児童の生活指導 (衣類の着脱、洗面、手洗い、排泄)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の世話</li> <li>・住居の掃除</li> <li>・身の回りの世話</li> <li>・生活必需品の買い物</li> </ul>
○支援場所	原則として支援員（ヘルパー）の居宅 ※利用者居宅における子育て支援についても応相談。	利用者の居宅

## ※注意

- 支援ができるのは**日常で生じる最低限の家事・育児**です。範囲を超える支援はできかねます。
- 利用できる期間は、**概ね6か月までの短期支援**です。
- 利用できる頻度は**月10日、1年度240時間**までです。超過分は全額自己負担になります。
- 小学生以下のお子様がいる方は、お仕事の残業等で帰宅が遅くなる場合等に限り、定期的な利用が可能です。※ただし、お子様と留守番をする範囲の中でできる家事に限ります。利用できる頻度は、規定通り月10日、1年度240時間までです。

## ◎手続きの流れ

申請者（あなた）

### ①申請書の提出

横浜市「証明書交付申請書」と必要書類をご提出ください。

詳しくは3ページ「申請書類」をご確認ください。

こども青少年局  
こども家庭課



ヘルパー事業者

### ②証明書の発行

こども青少年局こども家庭課から、証明書を送付します。

③に必要な「日常生活支援事業登録申込書」も同封します。この証明書の送付まで、概ね3週間程度かかりますのでご了承ください。

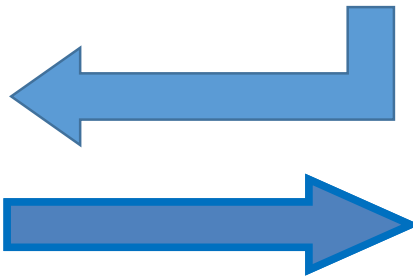
また、証明書の有効期限は申請日が属する年の12月31日までとなります。

翌年1月以降のご利用については、「⑤更新の場合」の項目をご参照ください。



### ③事業者への登録申し込み

選択する受託事業者1者に対し、事前連絡の上、「日常生活支援事業登録申込書」を提出し、登録申し込みをしてください。



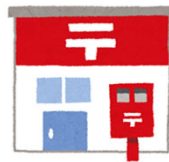
### ④支援開始

③にて受託事業者と契約が成立しましたら、ご利用の前に、事業者に派遣希望内容をご相談ください。

相談の連絡方法及び申込期限等は事業者により異なります。

なお、派遣日時については事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、利用日程の変更（又は中止）は、事業者が定める期日までに、事業者にご連絡ください。期日以降にキャンセルした場合は、事業者が定めるキャンセル料を直接事業者へお支払頂きますのでご注意ください。



### ⑤証明書の更新

証明書の有効期限（申請日が属する年の12月31日まで）が満了し、翌年1月以降も利用したい場合は、11月中に①を提出し証明書の交付を受け、12月の第3金曜日までに③の申し込みを再度行ってください。



## ◎ 申請書類

### ① 全員必要なもの

- 1 証明書交付申請書
- 2 申請者本人の個人番号カード（両面）
- 3 世帯全員の住民票の写し（原本）  
※個人番号カードの提出ができない場合には個人番号が記載されたものを発行してください。  
※本籍・世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないでください。  
※申請日から1か月以内の物を添付してください。
- 4 次の①～②うち1点
  - ①児童扶養手当受給証書の写し
  - ②当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項証明書（原本）  
※①は児童手当受給証書ではありません。ご注意ください。  
※②を提出する場合、申請日から1か月以内発行したものを添付してください。



申請書の  
ダウンロード  
はこちら

### ② ①に加えて必要になる書類

- 上記①2が通知カードのコピーの場合、次のア～エのいずれか1点（写真が入ったページ）

ア 運転免許証    イ 身体障害者手帳    ウ 精神障害者福祉保健手帳  
エ 在留カードまたは特別永住者証明書  
またはカ～ケのいずれか2点のコピー  
カ 国民健康保険証    キ 健康保険証    ク 国民年金手帳  
ケ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書

- ひとり親家庭の類型について「その他（離婚調停中等）」を選択された場合、アからエのいずれか1点のコピー

ア 離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本    イ 調停期日呼出状の写し  
ウ 家庭裁判所における事件係属証明書    エ 調停不成立証明書

## <問合せ・申請書送付先>

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局    こども家庭課    日常生活支援事業

TEL : 045-671-2390

FAX : 045-681-0925

## ◎よくあるご質問

Q：保育園への送迎をお願いしたいのですが、利用できますか？

A：送迎のみでのご利用はできません。準備等も含めた支援であればお使いいただけます。

Q：仕事で夜遅くなる時、子の面倒を見てもらいたいと考えていますが、定期利用はできますか？

A：小学生以下のお子様がいる方が、就労（残業・夜勤等含む）により、早朝または夕方から夜にかけて児童のみが家にいる時間帯が生じる場合に定期的な利用への切り替えが可能です。ただし、利用できる時間帯に制限があります。また、利用できる頻度は、規定通り月10日、1年度240時間までです。

Q：「母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書」が市から発行されたら、家庭生活支援員（ヘルパー）が必ず派遣されますか？

A：「母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書」は、日常生活支援事業をご利用いただける世帯であることを証明する書類です。家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣については、ご利用事業者にご相談いただき、日時を調整したうえで決定します。事業者の状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Q：6か月での利用とのことですが、6か月を超えて支援が必要な場合はどうすればいいでしょうか？

A：6か月を超えての支援が必要な場合、他のサービスをご検討いただくことになります。他のサービスへの登録や利用までにお時間がかかるなどの理由がある場合は、他のサービスの登録予定日や利用開始予定日等をこども家庭課にご相談をしたうえで、継続利用申請が可能となります。ただし、支援期間は、過去の利用期間を含め、利用期間及び利用更新期間を合わせて、利用者一人につき最大18か月とします。

Q：数年前に日常生活支援事業を利用したことがあります。また利用を希望しているのですが、再度申請することは可能ですか？

A：以前ご利用になられていた事由と別事由である場合に限り、再度ご利用いただくことは可能です。申請書に「支援を希望する理由」にチェックを付けてください。ただし、支援期間は、過去の利用期間を含め、利用期間及び利用更新期間を合わせて、利用者一人につき最大18か月とします。

Q：証明書の有効期間と利用できる期間と、更新する場合のタイミングがわかりません。

A：例えば証明書の申請を4月にされた場合、証明書の有効期間は申請日が属する年の12月31日で満了します。家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣を9月から6月連続で利用した場合、証明書の有効期限を超えた2月末までの利用予定となります。12月までの証明書しかない場合、1月、2月も利用するには証明書を更新する必要があります。更新申請書のご提出は11月中をお願いします。

## ◎ 令和8年度事業者一覧

※派遣時間以外の早朝・深夜や、下記の利用可能日以外での利用可否については、事業者に直接お問合せください。ただし、いずれの時間帯も事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

※トラブル防止のため、**利用予定日時直前の日程変更やキャンセルなどの場合は、必ずお電話にて事業者にご連絡ください。**メール連絡の場合、事業者が事前に確認ができず、事業者が定めるキャンセル料の対象となることがあります。

### ①生活援助及び子育て支援の実施事業者

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
社会福祉法人 たすけあいゆい (たすけあいゆい わかば)	〒232-0041 南区睦町1-31-1	730-3466	南区	9:00 ～ 18:00	月から金 (祝祭日、 お盆 年未年始を 除く)
株式会社 明日香	〒112-0002 東京都文京区 小石川5-2-2 明日香ビル3F	03- 6912-2125	鶴見区・ 神奈川区・ 西区・中区・ 磯子区・ 港北区・ 緑区・ 戸塚区・泉区	9:00 ～ 18:00	月から金 (年未年始 を除く祝祭 日は都度相 談)
特定非営利活動法人 さくらんぼ	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 17-1	363-8037 <a href="mailto:nankuru@sakuranbo.or.jp">nankuru@sakuranbo.or.jp</a>	旭区 瀬谷区	8:00 ～ 18:00	月から金 (年未年始を 除く、土日は 応相談)
特定非営利活動法人ピッ ピ・親子サポートネット (ピッピ・ヘルパーケア)	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 1065-5 森ビル 五番館201号	342-5674 <a href="mailto:piphelper@npo-pippi.net">piphelper@npo-pippi.net</a>	青葉区	9:00 ～ 18:00	月から金 (祝祭日、 年未年始を 除く)
福祉協会つるみ(鶴見) 福祉協会たすけあい(港北)	〒230-0062 鶴見区豊岡町7-10 パーライトビル8 階	鶴見 717-5885 港北 402-8738	鶴見区 港北区	8:45 ～ 17:30	月から金 (祝祭日、 年未年始を 除く)

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
株式会社ss-consul 子育て支援事業部	〒220-0004 西区北幸1-11-1 水信ビル7階	0466-54-3270 <a href="mailto:info@ss-consul.net">info@ss-consul.net</a> 	全区	8:00～ 21:00	月から日 (お盆、 年末年始を 除く)
エフィラグループ株式会社	〒222-0033 港北区新横浜3-2-3 エピックタワー新横浜 19階	594-8945	全区	7:30～ 18:30	月から金 (祝祭日を 除く)
特定非営利活動法人 びーのびーの	〒222-0037 港北区大倉山2-7-47 シャトレ大倉山103	080-6591- 1986	鶴見区、神奈 川区、港北区、 緑区、都筑区、	8:00 ～21:00	月～日 (お盆、年 末年始を除 く)

## ②生活援助のみの実施事業者

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ たすけあいせや	〒246-0022 瀬谷区三ツ境109-3- 301	366-6105 <a href="mailto:tasukei.92.seya@vesta.ocn.ne.jp">tasukei.92.seya@vesta.ocn.ne.jp</a>	瀬谷区	9:00 ～ 17:00	月から金 (祝祭日、 年末年始を 除く)
NPOワーカーズくまさん	〒226-0006 緑区白山3-1-9	938-5513 <a href="mailto:kumasantakeyama@yahoo.co.jp">kumasantakeyama@yahoo.co.jp</a>	緑区	9:00 ～ 17:00	月から金 (祝祭日、 お盆、 年末年始を 除く)